

事務局職制に関する規則

(平成24年5月14日規則第5号)

(目的)

第1条 この規則は、定款第56条2項及び事務局職制に関する規程第2条に基づき、職員の職階及び事務局の分掌に関し必要な事項を定める。

(職制)

第2条 職員の職階は、次のとおりとする。

- (1) 事務総長
- (2) 事務次長
- (3) 事務次長補佐

(事務総長)

第3条 事務総長は、定款に定める事項のほか、理事長の命を受けて、独立して次の職務を行う。

- (1) 本協会の会務に関する企画及び立案
- (2) 本協会の会務に関する対外的折衝
- (3) 本協会内の各機関の間の連絡及び調整
- (4) その他必要な事項

(事務次長)

第4条 事務次長は、事務総長を補佐し、事務総長の命を受けて、事務総長の職務を分掌し、独立してその職務を行う。

(事務次長補佐)

第5条 事務総長は、理事長の同意を得て事務次長補佐を任命することができる。

- 2 事務次長補佐は、会員の中から選ばなければならない。
- 3 事務次長補佐は、事務次長を補佐し、又は事務次長の命を受け、若しくは事務次長に事故があるときは、その職務を代理する。

(解任)

第6条 事務総長は、相当の理由があるときは、理事長の同意を得て、事務次長補佐の職を解くことができる。

附則

第1条 この規則は、平成24年5月14日から施行する。